

## 第6期第30回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後2時00分から午後3時17分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・第2会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	△	24番	青木 茂美	△
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	△
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	△	20番	遠藤 一三	○			

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 報告第6号 農業委員会法改正5年後調査の実施に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

### 7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席委員は、10番・星力委員、14番・森山幸治委員、24番・青木茂美委員、25番・田代英孝委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第30回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

議長 それでは、議事日程に従い進めてまいります。

議長 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、15番・石崎代里子委員と16番・土田泰弘委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは両名に決定いたしました。

議長 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案3件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。

議長 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

議長 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

主任 2ページから6ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。15件・57筆・302,365.62㎡となっています。

主任 1番は、これまで耕作を行っていた●●さんが経営規模を縮小するため解約に至ったものです。

主任 2番及び5番から8番までは、鶴川地区において現在行われている国営かんがい排水事業において、用地買収が行われ、利用権等設定されていた農地について解約したものです。

主任 3番は、相手側の要望により解約するものです。

主任 4番は、後の議案第2号でお諮りしますが、●●さんと●●さんの間で新たに賃貸借を結ぶこととなり、一括して再契約するため一度解約をするものです。

主任 9番と10番、11番から15番はそれぞれ借主が●●さんと●●さんとなっておりますが、お二人が息子さんに経営移譲される関係で、現在組んでいる賃貸借契約を解約するものです。こちらの農地につきましては、それぞれの息子さんと利用権設定することになりますので、後ほど議案にてお諮りいたします。

主任 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。  
報告第1号について、質疑ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題と  
いたします。事務局の説明を求めます。
- 主 任 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。  
12月につきましては、議案に記載のとおり、12月11日に川西地区委員  
会、川東地区委員会、12月14日に穂別地区委員会を開催しております。  
川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定34件について審議した結  
果、適当と判定しております。  
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定25件について審議した結  
果、適当と判断しております。  
穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定14件について審議した結  
果、適当と判断しております。  
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。  
報告第2号について、質疑ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 事 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げま  
す。  
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げ  
ます。議案書9ページをお開き願います。  
以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願い  
します。
- 3 番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は  
ありません。以上です。
- 13 番 2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足は  
ありません。以上です。

1 2	番	3番と4番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
1 1	番	5番のあっせんについてですが、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑ありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第4号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。 11ページから13ページに照会内容がありますが、農地採草放牧地と認められないこと、また、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして14ページのとおり回答をしておりますので、ご報告申し上げます。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第4号について、質疑ありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第5号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書16ページ、17ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は10月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。 以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第5号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長

質疑なしと認め、報告第5号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第8 報告第6号「農業委員会法改正5年後調査の実施に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

報告第6号 農業委員会法改正5年後調査の実施に関する件について、ご報告申し上げます。議案書18ページをお開き願います。

この調査につきましては、農業委員会制度の大きな改革となった、平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正により農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのか把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的として、議案書19ページのとおり、一般社団法人全国農業会議所会長からの通知で調査の依頼がありました。

なお、文面にもありますように、総会審議については、議案として諮るか、会長専決後に報告するかのいずれかが望ましいとのことで、会長専決後に報告することとし、今総会の報告案件として取り扱うこととなりました。

改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、今回、初めての調査となる質問事項は全部で18項目となり、回答については、21ページから38ページとなります。

まず、21ページ問1から問3の1番タイトル「農業委員の選任方法（公選制→選任制）」の回答としては、幅広い人材が登用される・選挙人名簿の調製作業がなくなるなどの評価ができるものの、課題としては3点上げていますが、中でも選挙人名簿の調製がなくなり農業者の実態が把握しにくくなっている現状にあることの報告とし、次の22ページ問4から問6の2番タイトル「認定農業者の過半要件」の回答としては、現段階での評価・課題等は、特に無いものと回答しています。

同じく22ページから23ページにかけての、問7から問9の3番タイトル「利害関係を有しない者（中立委員）の設置」の回答としては、幅広い人材が登用されるようになり評価ができるものの、課題としては4項目とし、運用改善の要望として「設置を任意にしてほしい」と回答しています。

次の問10から問14の4番タイトル「推進委員の設置」の回答になります。改正法では、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会として最も重要な事務と位置付けており、新設しなければならないとされましたが、法律施行令において農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができることとされており、むかわ町農業委員会においても区域内の農地の遊休農地率及び区域内の農地利用面積の担い手への集積率で、この基準に該当し、既に農業委員は地域を分担して現場活動を実践している状況にあること、また、各営農区等の役員の成り手不足は深刻で、新たに複数の推進委員を委嘱することが難しい地区もあることから、推進委員を委嘱せず現行の体制で取り組んできており、要望として「設置を任意にしてほしい」と回答しています。

次の24ページ問15から問17の5番タイトル「農地利用の最適化業務」の回答として、この業務は農業委員会の最も重要な事務として農業委員会法第6条第2項に位置づけられており、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及

事務局 長

び高度化の促進を行うこととしていますが、本町としては、既に取り組みされているため、要望として「農地利用最適化交付金の運用改善」を求めるものとしてしています。

次の25ページから27ページ問18から問23の6番タイトル「農地の集積・集約化について」の回答としては、実績報告と、課題としては「不在地主が農地の集積・集約化の阻害要因」となっている現状報告としてしています。

次の28ページから30ページ問24から問29の7番タイトル「遊休農地対策について」の回答としては、農地パトロール等の実績報告と要望として、今まで、対象外だった「補助事業からタブレットやドローンへ支出できるようにしてほしい」としてしています。

次に30ページから32ページ問30から問35の8番タイトル「新規就農支援について」の回答として、本町は、むかわ町地域担い手育成センターで主に取り組んでおり、農業委員会としては、農地等の情報提供などの連携として回答しています。

次に33ページから34ページ問36から問41の9番タイトル「企業の農業参入支援について」の回答として、企業誘致として捉えることから、町との連携として回答しています。課題としては「適正な農地利用や撤退への不安」があります。

次の34ページから35ページ問42から問47の10番タイトル「農業委員と推進委員の連携について」の回答として、本町は推進委員を設置していないため、無回答となります。

次に35ページから37ページ問48から問56の11番から13番の質問に対する回答としては、農地利用最適化に関することと、農業委員会の予算に関する質問であり、実態の報告でまとめています。

次に35ページ問57以降の質問も同様に、コロナ禍での総会運営はどのように行われたのか、また、農業委員会法第16条に基づく部会の設置の有無として、実績での報告としてしています。

以上で、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。  
報告第6号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第6号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 事

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書40ページをお開き願います。

1番につきましては、被設定人の要望により、使用貸借するものです。

2番、3番につきましては、報告第1号でご説明いたしました経営移譲の関係で、それぞれの息子さんに所有農地を使用貸借するものです。

4番につきましては、当該地をこれまでむかわ町との賃貸借契約により耕作しておりましたが、今回譲受人の要望により、売買に至ったものです。

主 事 以上、4件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

44ページから51ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが、自身が構成員である●●〈農地所有適格法人〉に使用貸借する案件ですが、取得後は大豆等を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。

15 番 2番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが、息子の●●さんに経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は長芋・南瓜・水稻等を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

11 番 3番と4番について現地を確認してきましたので、報告します。

3番ですが、●●さんが、息子の●●さんに経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は南瓜・水稻等を作付けする計画となっています。

周辺農地への影響はないものと判断します。

4番については、隣接地は●●さんが所有する田であり、一体化して、水稻を作付けして管理していくとのこと。周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第10 議案第2号「業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。

議長      なお、本案件は●●委員、●●委員、●●委員が被設定人となっており、議事参与ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長      異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いします。

主任      議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書53ページから、所有権移転5件です。

1番から5番につきましては、報告第3号でご報告申し上げましたあっせんに伴う所有権移転となっております。

続いて、60ページから利用権設定です。

利用権設定につきましては、毎年12月は継続案件が多く個別の説明は新規案件のみとさせていただきますのでご了承願います。

1番は、これまで借りていた耕作者が期間満了により継続しないことになり、新たに利用権を設定するものです。

(2番から9番継続案件)

10番は、報告第1号で説明させていただいておりますが、これまでの耕作者であった●●さんが規模縮小するため、新たに利用調整を行い、●●さんに利用権を設定するものです。

(11番から23番継続案件)

24番は、●●さんの経営規模縮小により利用権を設定するものです。

25番も、24番と同様の新規案件です。

(26番から35番継続案件)

36番は、報告第5号でご説明いたしました買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、一時貸付を行うものです。

(37番から42番継続案件)

43番は、●●さんの経営規模縮小により利用権を設定するものです。

(43番から46番継続案件)

47番は、これまで借りていた耕作者が期間満了により継続しないことになり、新たに利用権を設定するものです。

(48番から59番継続案件)

以上、鶴川地区となります。

主任      続きまして、穂別地区分となります。

60番は報告第1号でご説明いたしました、●●さんが息子さんに経営移譲するため、解約した農地について息子の●●さんと新たに利用権を設定するものです。(61番から67番継続案件)68番も60番同様です。

(69番継続案件)

70番も、●●さん同様、●●さんが息子の●●さんに経営移譲するため、解約した農地について息子の●●さんと利用権設定するものです。



主 事	<p>71番、72番、73番についても同様です。</p> <p>以上、所有権移転5件13筆、利用権設定73件222筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>図面につきましては、所有権移転関係は55ページから59ページに、利用権設定関係は、77ページから96ページに添付しておりますので、ご確認願います。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第11 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
主 事	<p>議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書98ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1番の申請地は、●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>以上1件、99ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、雑種地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p>

議 長 説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、1月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。